

『「負の遺産」を整理』

通番	該当箇所	計画素案に対する意見	府の基本的な考え方
<b>(1) 「負の遺産」全般</b>			
1	本13 具25 具52	企業局事業だけでなく、他事業についても早急にチェックし、不要・無意味なものは早くやめること。	企業局事業以外の主要プロジェクトについても、これまで以上に厳しく点検・評価を行い、適切な見直しを実施していきます。 また、一定規模以上（事業費10億円以上など）の建設事業やプロジェクトについて、外部の専門家による評価委員会の事前評価をパスしない限り、新たに実施しないこととしました。また、今後、府主導で新たに土地を取得し、分譲する面的開発は行わないこととします。
2	本13 具25	過去の失政に決着をつけるためにも、企業局の廃止と府主導での面的開発との決別は当然のこと。	企業局事業については、今後、「負の遺産」としてこれ以上の負担を将来世代に引き継がないため、問題を先送りすることなく、その収束を図ります。それにあわせて企業局会計を廃止するとともに、事業の進捗に応じて機動的に組織を再編し、企業局組織の廃止と他部局への事業移管を図ることとしました。 また、今後、府主導で新たに土地を取得し、分譲する面的開発は行わないこととしました。
3	本13 具25	企業局事業廃止や住宅供給公社等の財源対策や収支見通しを明らかにした資料を提示すべき。	企業局事業の収束、住宅供給公社の経営改善、土地開発公社の代替地差損の処理に伴う財源対策については、取組後の財政収支の見通しとして、「負の遺産」の整理等に要する各年度ごとの費用を見込んでおり、計画期間内の一般財源所要額の合計は1,485億円となります。 収支見通しについては、企業局の「企業局事業の収支見通しと会計のあり方(案)」及び住宅供給公社の「経営改善計画(案)」として、別途その詳細を公表しています。
4	本13	企業局の収束、他会計への移行、住宅供給公社、土地開発公社の含み損処理は、単に会計処理するだけか。	企業局事業については、各事業計画を抜本的に見直し、分譲に最大限努力するとともに、なお生じる財源不足については、公共施設の買い取りや局出資法人の財産活用など可能な限りの取組をすすめることによって解消を図ります。これらにより事業を収束し、あわせて企業会計の廃止と他会計への移行を図るものです。なお、企業会計から取得した公園等の公共施設は、府民に利用していただく施設です。 住宅供給公社については、資産の有効活用や経営合理化・適正化、事業資金コストの軽減などについて、自主努力を基本に経営改善を図ります。府が関与するのは従来と同じく、住宅政策の観点から公社の老朽賃貸住宅の建替促進等を支援するものです。 土地開発公社については、公共事業用地の代替地として取得した土地など保有資産縮減の取組をすすめ、地価下落に伴う含み損を処理します。 これらによって、負担を将来に引き継がないために、問題を先送りすることなく課題を整理していくこととしています。
5	本13	企業局ばかりでなく、目的以外にも十分利用でき、付加価値の高い土地、施設が多くあり、民間では考えられないほど遊んでいて利用されていないのが現状である。こうしたものの活用方法を考えるべき。(例えば、ポンプ場用地として購入した用地、地下河川など)	事業予定地として確保している土地の有効活用については、事業実施までの暫定的な利用として花壇の整備など快適な環境づくりを府民と協働によりすすめていきたいと考えています。 また、事業実施の段階でも、様々な課題を整理しつつ施設用地の多目的活用を検討実施しているところです。(例：公園と一体となった流域調整地、下水処理施設の上空利用等)
<b>(2) 企業局事業</b>			
6	本13 具25	責任の所在を明らかにし、引責（辞任、減給等）させるべき。親方日の丸的考え方を改め、企業会計の原則を取り入れるべき。	企業局事業については、バブル経済崩壊以降の予測を超えた社会経済環境の変化等のため、計画どおりの分譲がすすんでいない中で、今後、多額の財源不足が生じる見通しとなったものです。 これに対し、問題を先送りすることなく率直に府民に説明し、ご理解を得られるよう努めながら、事業の収束を図ることが、責任ある対応だと考えています。
7	本13 具25	りんくうタウン、阪南スカイタウン、水と緑の健康都市などは、大手ゼネコンや銀行と一体となって三セクですすめられてきた。整理にあたっては、一般会計からは持ち出しせず、大手ゼネコンや銀行などにも責任を取らせるべき。	企業局事業において今後見込まれる財源不足の解消を図るため、局出資法人の財産活用など可能な限りの取組を行った上で、なお不足する財源については、府民生活に支障を及ぼすことがないよう、財政健全化債の活用や府有財産の売り払い収入により対処することとしています。なお、ご指摘の3つの事業は企業局の直接事業で、三セク方式ではありません。
8	本13 具25	大阪府庁をりんくうタウンに移転することにより、その周辺が官庁街として発展するのではないか。また、それにより、関西国際空港の経営を助けることにつながるとともに、大阪を活性化する起爆剤になるかもしれない。	りんくうタウンの活用方針として、「公的な施設整備」と「産業集積による新都市の形成」を目指す中で、府政の課題解決のための公共施設整備等について、中長期的に検討していきます。

9	本13 具25	企業局は事業計画を見直し、思い切った値下げをして分譲促進に全力を挙げ、早期に事業終了すべき。	企業局はこれまでも、知事部局の組織として、府の重要施策を担ってきました。しかしながら、バブル経済崩壊以降の予測を超えた社会経済環境の変化等のため、計画どおりの分譲が進んでいない中で、今後、多額の財源不足が生じる見通しとなったものです。今後は、「負の遺産」としてこれ以上の負担を将来世代に引き継がないため、問題を先送りすることなく、企業局事業の収束を図ります。それにあわせて企業会計を廃止し、事業の進捗に応じて機動的に組織を再編し、企業局組織の廃止と他部局への事業移管を図ることとしました。
10		企業局の赤字が異常に大きいこと等を考えると、現在の厳しい経済状況のなか、大阪府の外局という立場で独自の施策を実行することはリスクが大きい。	
11	本13 具25	りんくう、阪スカ、関空は半島の先、バブルが崩壊しなくても事業や経済は発展しないと思う。阪スカなど緑豊かな素晴らしい所だった、昔のように大きなリゾートの町にするべき。	りんくうタウンは、国際空港・鉄道・高速道路等に近接する優れた立地条件と都市基盤を有しており、大阪・関西におけるグローバルな中核的都市・産業拠点の形成を図っていきます。また、阪南スカイタウンは、関空やりんくうタウンに必要な埋立用土砂の一部を供給し、その跡地を有効に利用し、緑豊かなゆとりと潤いのある住宅地と、産業・文化・レクリエーション等の施設を合わせもつ、複合的なまちづくりを行っていきます。
12	本13 具25	効果的な「負の遺産」整理には、りんくうタウンを国に買い上げてもらうこと。	りんくうタウンについては、国関係の機関や施設の設置等国に必要な措置を求めるなど、分譲促進に最大限努力します。
13	本13 具25	水と緑の健康都市については、造成された一部分では、まちとしての機能を果たさない。事業の見直しには反対。(まちとしての形態が整う、最低1万人規模の開発は絶対に行うべき。)	水と緑の健康都市の建設は、府が造成する区域のみをもって終結するものではなく、その他の区域についても、今後民間活力による健全な市街地整備がなされるよう、府が窓口となって各整備主体等と協議・調整を行っていきます。
14	本13 具25	水と緑の健康都市は白紙撤回し、環境保全対策を講じた上で事業を中止すべき。	水と緑の健康都市については、オオタカ保全地の確保とこの地域における都市計画道路網の整備を図る土地区画整理事業として実施し、将来適切な土地利用と円滑な地域整備が図られるよう努めていきます。
15	本13 具25	水と緑の健康都市事業の見直し案について、地元説明は1回のみであり、情報開示などはどうなっているのか。	水と緑の健康都市事業の見直し案については、これまで地元に対しては4回、地権者に対しては3回の場においてご説明させていただいております。今後とも、地元や地権者の方々に十分ご説明し、ご理解が得られるよう努めてまいりたいと考えています。
16	本13 具25	水と緑の健康都市事業をすすめるにあたっては、箕面市、地元地権者、地元住民の意見を反映すべき。	水と緑の健康都市事業をすすめるにあたっては、誠意をもって、地元や地権者の方々のご意見をお伺いし、箕面市とは、府市が相互協力して本事業の推進を図っていくとの基本方針に則り、協議をすすめていきます。
17	本13	21世紀の高齢化社会に向けて、「負の遺産」を活用し、アメリカにある「サンシティー」のような高齢者の街づくりが必要。企業局は廃止が予定されているが、この新しい役割を企業局が担うことで、さらなる活躍の場があると思う。	現在手がけている事業の本来の目的の達成とその収束を図っていくことが、企業局がこれから果たすべき役割と考えており、事業の進捗に応じて機動的に組織を再編し、企業局組織の廃止と他部局への事業移管を図ります。
18	本13 具25	りんくうタウンの空き事務所の使用をすすめるため、企業局関連会社を清算して民間会社に譲渡し、府民からアイデアを募集してベンチャー企業を育成する。また、事業所アンケートにより使用動向を把握したり、タオル関連などの事業を起こす。	りんくうタウンにおいては、りんくうゲートタワービルなど既存の施設を有効に活用するため、新規に事業展開する外資系企業に対し、低家賃で事務所を提供しています。また、秘書・各種相談支援機能を備えたインキュベーション施設を設けるとともに、ITベンチャー企業のための施設を整備し、創業を図ろうとする企業の育成に努めています。
<b>(3) 住宅供給公社</b>			
19	本13 具25	住宅供給公社の賃貸住宅の空室などの処理により、府民生活に安心を。	住宅供給公社の賃貸住宅については、既存ストックの有効活用の観点から、建替え、リフォーム等を推進し、中堅勤労者だけでなく、増加する高齢者にも配慮した住環境整備を図り、空家の解消を図っていきます。
20	本14 具23 具25	住宅供給公社の経営改善に向けては、職員の意識改革・体質改善が必要。家賃面での措置を講じるなど、若者への住宅供給を図るべき。また、高齢者に配慮した住環境整備を行ってほしい。	住宅供給公社の経営にあたっては、民間人材の活用、職員配置の適正化・定数削減、経費の節減など、組織・運営の見直しや効率化をすすめるなかで、職員の意識改革や経営体質の改善を図っていきます。また、公社の賃貸事業については、今後、既存ストックの有効活用を基本に、リフォーム住宅(再生賃貸住宅)、高齢者向けの優良賃貸住宅などを供給することにより、若年勤労者、中堅ファミリー層、並びに高齢者にも配慮した住環境の整備を図っていきます。
21	本14 具23 具25	住宅供給公社の新規分譲事業からの撤退は良いこと。現在抱えている分譲地には定期借地権付等で空き地を減らす努力を。	今後の住宅供給公社の役割については、新たな分譲住宅事業からは原則として撤退し、公的機関でなければ対応が困難な市街地整備事業や民間を誘導する住宅事業に限定することとしています。また、現在、公社が抱えている開発保有地等については、既に定期借地権方式などを活用しており、引き続き導入をすすめることにより、早期に処理を図っていきます。

(4) 土地開発公社

22	本 1 4 具 2 3 具 2 6	やむなく土地開発公社に税金を注ぎ込むなら、その責任の所在を明らかにすべき。	<p>府の土地開発公社が保有する代替地は、公共事業に提供される土地の代替として、事業用地の所有者に譲渡することを予定して、府との協議を経た上で、公社が確保してきたものですが、代替地取得後、地価の大幅な下落傾向が続いてきたことにより簿価と処分した場合の時価に差が生じ、含み損が発生する可能性が高くなっています。</p> <p>空港連絡道路事業等を推進していた時期は、異常な地価の高騰期にあたり、土地所有者との交渉を成り立たせるためには公社において事前に代替地を確保しておく必要がありましたが、その後、地価の下落に伴い、代替地希望者が土地よりも金銭補償を求める傾向が強くなり、結果として公社に未利用の代替地が残ることとなったものです。</p> <p>これらについては、公社が府の包括的な指導・監督のもと、府と一体となって事業を推進してきたことや外部監査の指摘などを踏まえ、公社内の引当金を充ててもなお不足する額については府として支援を行うこととしたものです。</p>
23	本 1 4 具 2 3 具 2 6	土地開発公社の先行取得用地は最小必要限度にし、後は売却し取得した財源の利子を削減すべき。また、府民センターにある用地課と開発公社は統廃合するか何らかの形で一元化すべき。	<p>土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共事業用地の先行取得等を行うことを目的として本府が設立した団体ですが、無駄のない効果的な事業推進を図るため、今後とも、より一層効率的な用地取得業務に努めていきます。</p>